

令和 6 年給与支払者向け 定額減税説明会開催のお知らせ

源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、税制改正の改正法案に伴い、令和 6 年分所得税について定額減税が実施されることとなります。

令和 6 年 6 月 1 日以後最初に支払う給与等につき源泉徴収を行う際から定額減税を行うこととなりますので、早期にご準備できますよう定額減税説明会を開催します。

税務署及び市役所では、定額減税などの事務手続を円滑に行っていただくため、下記の日程にて説明会を開催いたします。

記

開催日	開催時間	説明会会場	対象地域	
4 月 4 日（木）	定額減税説明会 10 時 30 分～11 時 30 分	千葉県経営者会館 千葉市中央区千葉港 4-3 (※1)	千葉市 (千葉東税務署、 千葉南税務署、 千葉西税務署の合 同説明会)	
	14 時 00 分～15 時 00 分			
4 月 25 日（木）	定額減税説明会 10 時 30 分～11 時 30 分	(※1)		
	14 時 00 分～15 時 00 分			
4 月 19 日（金）	定額減税説明会 10 時 30 分～11 時 30 分	千葉市民会館小ホール 千葉市中央区要町 1-1 (※1)		習志野市 八千代市
	14 時 00 分～15 時 00 分			
5 月 16 日（木）	定額減税説明会 14 時 00 分～15 時 00 分	(※1)		
5 月 10 日（金）	定額減税説明会 10 時 30 分～12 時 00 分	習志野市民ホール (※2) 習志野市本大久保 3-8-19	習志野市	
	14 時 00 分～15 時 30 分			
5 月 17 日（金）	定額減税説明会 10 時 30 分～12 時 00 分	八千代市市民会館小ホール 八千代市萱田町 728	八千代市	
	14 時 00 分～15 時 30 分			

【注意事項】

- 説明会は、会場の収容人数の都合上、事前申込制で開催しています。
参加をご希望の場合は、国税庁 LINE 公式アカウントから事前申込をお願いします。
- 対象地域の説明会に出席できない場合には、他地域の説明会に出席されても差し支えありません。
- 説明会の開始 30 分前から、受付を開始いたします。
- ※1 の会場には、駐車場がございませんので公共交通機関をご利用ください。
- ※2 の会場には、無料の駐車場がございませんので公共の交通機関をご利用ください。
- ※1、2 のほかの会場におきましても、駐車場の台数に限りがあります。ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

【税務署における説明会】

- 3月21日から5月30日まで以下のとおり、千葉西税務署1階中会議室においても、給与支払者向けに国税である所得税の定額減税についてののみ、説明会を行います。

日時	受付	開始	終了	定員	場所
3月21日(木)	10:00	10:30	11:30	15人	千葉西署1階中会議室
	13:30	14:00	15:00	15人	
3月28日(木)	10:00	10:30	11:30	15人	千葉西署1階中会議室
	13:30	14:00	15:00	15人	
4月11日(木)	10:00	10:30	11:30	15人	千葉西署1階中会議室
	13:30	14:00	15:00	15人	
4月18日(木)	10:00	10:30	11:30	15人	千葉西署1階中会議室
	13:30	14:00	15:00	15人	
5月2日(木)	10:00	10:30	11:30	15人	千葉西署1階中会議室
	13:30	14:00	15:00	15人	
5月9日(木)	10:00	10:30	11:30	15人	千葉西署1階中会議室
	13:30	14:00	15:00	15人	
5月23日(木)	10:00	10:30	11:30	15人	千葉西署1階中会議室
	13:30	14:00	15:00	15人	
5月30日(木)	10:00	10:30	11:30	15人	千葉西署1階中会議室
	13:30	14:00	15:00	15人	

◆駐車場は、台数に限りがあります。ご来場の際は、公共の交通機関をご利用ください。

◆受付は開始時間の30分前からです。

◆説明会は、会場の収容人数の都合上、事前申込制で開催しています。

参加をご希望の場合は、国税庁LINE公式アカウントから事前申込をお願いします。

【国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」】

URL : <https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

QRコード



(注) 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

【問合せ先】

- ◎ 説明会について、ご不明な点がございましたら、次の問合せ先までお願いします。

- 説明会及び源泉所得税関係について

千葉西税務署 源泉所得税担当 043-274-2111 内線 222~223

※ 税務署へのお問合せは自動音声案内に従い、「2」番(税務署)を選択してください。

- 住民税特別徴収について

習志野市役所 協働経済部 市民税課 047-451-1151

八千代市役所 財務部 市民税課 047-483-1151

【相談・お問い合わせ窓口】

- 給与支払者向け所得税定額減税コールセンター

給与支払者向け所得税定額減税コールセンターでは、所得税の定額減税制度における給与の源泉徴収に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。

0570-02-4562 受付時間 9:00~17:00(土日祝除く) 全国一律の料金でご利用いただけます。

※ 上記電話番号に繋がらない場合

03-6626-2067(通常電話料金)にお架けいただくか、又は、所轄税務署の代表電話にお架けいただき音声ガイダンスに従い「4」番を選択してください。